

みどりのたより

健康保険組合

- ・平成26年度 予算のお知らせ … P2～P3
- ・平成26年度の主な保健事業及び
平成25年度 主婦ドック受診状況等 … P4

2014
SPRING

厚生年金基金

- ・平成26年度 予算のお知らせ … P5～P6
- ・代行返上方針の決定について …… P7
- ・基金規約及び基金規程の
一部変更について …… P8～P10



平成26年度 収入支出予算決定

高齢者の医療費が増加した影響で、前期高齢者医療制度への納付金が大幅に増え、非常に厳しい予算となりました。

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の平成26年度収入支出予算を審議する第119回組合会が、平成26年2月13日(木)に兵庫トヨタ自動車(株)本社第3会議室で開催されました。

出席された23名の組合会議員の方々による審議が行われた結果、全議案が全議員の賛成により可決承認されました。

平成25年度の当健康保険組合の状況は、厳しい経済環境の中でもエコカーを中心とした販売の好調さに支えられ保険料収入が予算から6,000万円近く増収する見込みとなつことなどから、経常赤字額が約5,600万円と予算の3分の1程度に収まる見込みとなっています。しかしながら平成26年度においては、当健康保険組合における高齢者に掛かる医療費が24年以降急激に増加したことにより、高齢者医療制度への納付金負担が大幅に膨らみ、金額にして約3億円増加、保険料収入に占める納付金総額の割合が前年度の41.5%から57.3%と一気に拡大し、非常に厳しい予算編成となりました。

収入面では、保険料収入は前年実績見込から若干の減収を見込んでおり、増加した納付金をカバーするために準備金からの8,000万円に加えて、別途積立金からも2億5,000万円を繰り入れることとなりました。

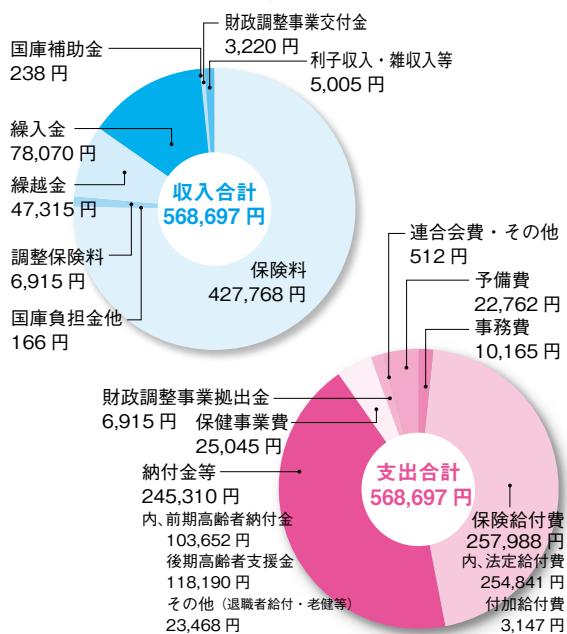
支出面では、保健事業において昨年度実施した事業はできる限り継続して実施するほか、健康診断等の効率化を図り35歳未満の若年層の方々へもより手厚い健康診断を、また3年前に1度実施した歯科検診を再度実施する予定です。事務費の削減等にも引き続き取り組んでまいりますが、経常収支差引額は前年予算から2億7,000万円余り増加し、マイナス4億4,689万9千円となり、7年連続の赤字予算となりました。

平成26年度収入支出予算概要

平成26年度 収入支出 予算概要	収入	支 出			
	保険料	保険給付費	事務費		
	国庫負担金他	42,969千円	42,969千円		
	調整保険料	1,090,515千円	1,090,515千円		
	縫越金	1,077,213千円	1,077,213千円		
	縫入金	13,302千円	13,302千円		
	国庫補助金	納付金等	前期高齢者納付金	1,036,926千円	438,138千円
	財政調整事業交付金	法定給付費	後期高齢者支援金	499,590千円	99,198千円
	利子収入・雑収入等	附加給付費	その他(退職者給付・老健等)	105,865千円	105,865千円
	収入合計	納付金等	保健事業費	29,229千円	29,229千円
	経常収入合計	前期高齢者納付金	財政調整事業拠出金	連合会費・その他	2,163千円
		後期高齢者支援金	内、前期高齢者納付金	予備費	96,214千円
		その他(退職者給付・老健等)	後期高齢者支援金	事務費	2,403,881千円
		保健事業費	内、前期高齢者納付金	103,652円	2,277,935千円
		財政調整事業拠出金	後期高齢者支援金	257,988円	△ 446,899千円
		連合会費・その他	その他(退職者給付・老健等)	内、法定給付費	254,841円
		予備費	保健給付費	付加給付費	3,147円
		支 出 合 計	内、前期高齢者納付金	内、法定給付費	
		経常支出合計	後期高齢者支援金	付加給付費	
		経常収支差引額	その他(退職者給付・老健等)	内、法定給付費	

経常収支差引額 4億4,689万9千円の赤字予算となりました

被保険者1人当たりで見ると



① 心の相談室「ハートフレンド」のご案内

皆さんのこころの悩み(お仕事でもプライベートでもかまいません)のご相談をお受けします



Ⅰ 健康保険の部

●予算の基礎数値

- 被保険者数 4,227人
(男性 3,671人、女性 556人)
- 平均標準報酬月額 346,705円
(男性 366,547円、女性 215,774円)
- 総標準賞与額 4,819,880千円

- 被保険者平均年齢 38.66歳
(男性 39.78歳、女性 31.31歳)
- 被扶養者数 5,436人
(男性 1,820人、女性 3,616人)
- 保険料率 82.00／1,000
一般保険料率 80.70／1,000
(基本保険料率 34.53／1,000)
特定保険料率 46.17／1,000
調整保険料率 1.30／1,000

Ⅱ 介護保険の部

●予算の基礎数値

- 第2号被保険者数 1,973人
(男性 1,880人、女性 93人)
- 特定被保険者数 81人
(男性 81人、女性 0人)

項目		金額(千円)
保	險	料
繰	越	金
繰	入	金
合計		188,582

- 平均標準報酬月額 410,462円
- 総標準賞与額 2,850,690千円
- 保険料率 13.00／1,000

項目		金額(千円)
支	出	介護納付金
		還付金
		積立金
合計		188,582

III 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が決まりました。(公告第481号) III

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について、当健康保険組合の平成25年9月末における全被保険者の報酬月額を平均した標準報酬月額は次の通りです。

標準報酬月額…360,000円、標準報酬日額…12,000円

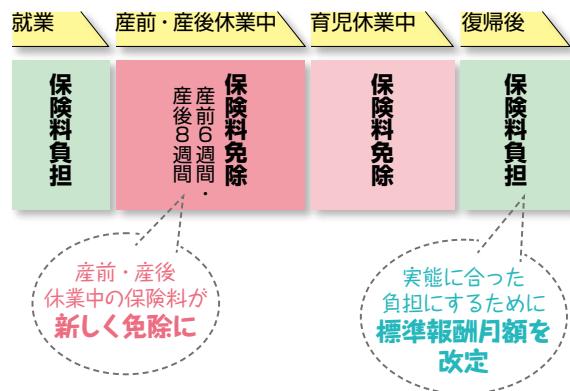
この標準報酬月額は平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用します。

改正のお知らせ

平成26年4月から 産前・産後休業中の保険料が免除に

次世代育児支援の観点から、産前・産後休業中の保険料（事業主負担分と被保険者負担分）が免除されます。育児休業期間中の社会保険料はすでに免除されていますので、同様の配慮が産休中にも講じられることになります。

また、産休が終了し再度勤務を始めた際に報酬が低下した場合には、産休終了後の3ヵ月間の報酬を基に標準報酬月額が改定され、保険料は報酬実態に見合った負担水準に抑えられます。



② このような悩みをお持ちではありませんか？

- 仕事に対して自信がなく集中もできない。以前はこんなことなかったのに…
- 人間関係で悩んでおり精神的にまいっているが、誰にも相談できない。



《平成26年度の主な保健事業》

○被保険者健康診断について、春の人間ドックか秋の定期健康診断か、どちらか一方のみの受診に変わります

昨年までは、労働安全衛生法により事業主に年1回義務付けられている法定健診に該当する健康診断を、春の人間ドックと秋の定期健康診断の2回受診される方が多くましたが、本年度より原則年1回としてして、ドックと定期健康診断のいずれか一方を選択して受診していただきます。(事業所によって対応が異なる場合がありますので、勤務先事業所の指示に従って受診してください。)

○歯科検診が復活します!!

「歯医者さんに行くのが苦手」「歯が痛くないから特に行く必要はない」など、なかなか歯科医院に行くきっかけは見つかりませんが、もしかすると「今!あなたの口の中で大変なことが起きている」かもしれません。この機会に歯科検診を受けて、健やかな歯でおいしいものを一生食べ続けられるようにしましょう!また歯の健康は、生活習慣病とも非常に深いかかわりがあることが最近の研究でわかっていますので、1人でも多くの方のご利用をお待ちしています。

詳細につきましては、6月25日に健康保険組合ホームページに掲載する予定です。



○35歳未満の方も定期健診時に血液検査・心電図検査を実施します

本年度秋の定期健康診断より、35歳未満の方々にも血液検査と心電図検査を受診していただきます。当健康保険組合でも生活習慣病の低年齢化が進んでいます。少しでも早い時期に気づいて、生活習慣の改善につなげていただきたいと願っています。

○家庭用常備薬の購入斡旋事業は実施しますが、補助金の支給はなくなります

風邪薬や頭痛薬など、市販価格よりかなり安く購入できますので、上手にご利用いただいて、軽い病気の初期対応にご活用ください。(10月にご案内の予定です。)

○ドック・郵送検診やインフルエンザ予防接種補助金も継続して実施します

インフルエンザ予防接種補助事業 利用者数

秋から冬にかけて、インフルエンザの予防接種を受けた被保険者及び被扶養者の方に補助金を支給しました。インフルエンザの流行が比較的遅かったことと例年のような大流行がなかったため、利用者数・利用率は被保険者・被扶養者ともに前年度より減少しました。

事業所	被保険者			被扶養者			全加入者		
	対象者	利用者数	利用率	対象者	利用者数	利用率	対象者	利用者数	利用率
全事業所計	4,272	491	11.5%	5,430	1,208	22.2%	9,702	1,699	17.5%

平成25年度 特定健診受診状況

平成25年度は、厚生労働省の進める第2次5カ年計画のスタート年度ですが、健診受診率は前年度から低下(特に被扶養者の低下が大きい)している一方、「積極的支援」該当者は増加しています。この特定健診事業も取組開始から5年が経過し、マンネリ化による油断が出ているのかもしれませんので、あらためて緊張感をもって取り組んでいきたいと思います。

平成26年2月28日現在

事業所	対象者数	受診者計	受診率	要指導者数(S+D)	保健指導利用予定者	保健指導利用率	積極的支援	構成比(受診者内)	保健指導利用予定者	動機づけ支援(D)	構成比(受診者内)	保健指導利用予定者
合計	3,023	2,201	72.8%	583	135	23.2%	448	20.4%	109	135	6.1%	26

平成25年度 主婦ドック受診状況

平成25年度主婦ドックは、受診率が大幅に低下し特定健診受診率の低下にもつながっています。奥さまの健康は働くご主人を含めてご家庭の活動の基盤ですので、もっと積極的に受診していただきますようお願いします。

平成26年度の主婦ドックは4月末、巡回健診は5月末まで申込を受け付けています。

事業所	平成24年度				平成25年度 (2月末現在 受診ベース)								
	対象人数	主婦ドック			対象人数 (8/20現在)	主婦ドック・巡回健診							
		受診者	内巡回健診	受診率		受診者	内巡回健診	受診率	前年差	乳がん検査	乳がん受診率		
合計	1,434	537	85	37.4%	1,473	387	68	26.3%	▲11.2%	352	91.0%		

③ 電話でのご相談は **0120-150-251** 9:00-22:00(年中無休)(兵庫トヨタ自動車健康保険組合「ハートフレンド」専用番号です)
Webでのご相談は <https://t-pec.jp/websoudan/> (24時間・年中無休) ユーザー名: hyogotoyota パスワード: 150251

兵庫トヨタ自動車 厚生年金基金 平成26年度 予算のお知らせ

去る2月13日(木)に開催された第120回代議員会におきまして、提出された全議案は、いずれも原案どおり可決承認されましたのでお知らせします。

提出された議案

- | | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 平成26年度事業計画(案)について |
| 第2号議案 | 同 予算(案)について |
| 第3号議案 | 代行返上方針の決定について |
| 第4号議案 | 変更計算報告及び代行返上計画の提出について |
| 第5号議案 | 規約・規程変更概要と規約・規程変更への対応について
①厚生年金基金制度見直し法による規約・規程変更 ②年金機能強化法による規約・規程変更
③規約・規程変更への対応について |
| 第6号議案 | 規約・規程変更について
①給付規程の変更 ②財政運営に関する規程の変更 |

年金経理

年金の給付や掛金の徴収、年金資産の運用損益などを処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
年金給付費	1,169,000	掛金等収入	1,175,000
移換金	0	受換金	1,000
離婚分割移換金	1,000	政府負担金	62,000
拠出金	0	当期運用収益	1,285,000
固有の信託報酬	70,000	責任準備金(プラスアルファ部分) 減少額	0
業務委託費	14,000	最低責任準備金減少額	0
指定年金数理人費	1,000	最低責任準備金調整額 減少額	857,000
責任準備金(プラスアルファ部分) 増加額	173,000		
最低責任準備金増加額	1,260,000		
最低責任準備金調整額増加額	0		
当年度剩余金	692,000		
計	3,380,000	計	3,380,000

●予定貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資産勘定		負債勘定	
科目	推計額	科目	推計額
流動資産	205,000	流動負債	43,000
預貯金	95,000	未払運用報酬等	35,000
未収掛金	98,000	未払業務委託費	7,000
未収受換金	1,000	未払指定年金数理人費	1,000
未収政府負担金	11,000	支払備金	195,000
固定資産	22,950,000	未払給付費	195,000
信託資産	22,950,000	未払移換金	0
		責任準備金	19,114,000
		責任準備金(プラスアルファ部分)	3,340,000
		最低責任準備金	15,816,000
		最低責任準備金調整額	△ 42,000
		基本金	3,803,000
		別途積立金	3,111,000
		当年度剩余金	692,000
計	23,155,000	計	23,155,000

予算策定期の運用利回りについて

年金経理の運用収益の基となる信託資産の運用利回りは、予算策定期点の委託先信託銀行3行の期末予想を参考に設定しました。

・平成25年度 16.60% ・平成26年度 5.60%

年金経理の主な用語説明

- 年金給付費 受給者にお支払いする年金額
- 移換金 / 受換金 基金を脱退した人や、基金に再加入した人の年金の原資を、基金と企業年金連合会でやりとりする額。なお、移換金については、平成26年4月から法改正により企業年金連合会に移換ができなくなりましたので計上していません。
- 固有の信託報酬 年金資産を運用する信託銀行に支払う手数料
- 指定年金数理人費 指定年金数理人の診断や助言をうけるための費用

- 政府負担金 年金の支払いにかかる費用のうち、国から交付される額
- 流動資産 預貯金と当年度分の掛金収入などで、入金が翌年度になるもの
- 固定資産 年金の支払いのために、運用機関で運用されている年金資産
- 流動負債 当年度分の費用のうち、支払いが翌年度になるもの
- 責任準備金(プラスアルファ部分)
- 最低責任準備金
- 最低責任準備金調整額 国の年金の代行部分の債務
厚生年金本体の実績利回りの適用時期のズレを調整する額

業務経理業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	20,915	事務費掛金	17,100
代議員会費	105	受取利息及び配当収入	8
業務委託費	160	当年度不足金	8,299
福祉施設会計への繰入金	2,780		
雑支出	1,447		
計	25,407	計	25,407

●予定貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資産勘定		負債勘定	
科目	推計額	科目	推計額
流動資産	49,661	流動負債	2,272
預貯金	48,261	引当金	2,272
未収事務費掛金	1,400	基本金	55,688
基本金	8,299	緑越剩余金	55,688
当年度不足金	8,299		
計	57,960	計	57,960

業務経理福祉施設会計

基金の加入員・受給者に対する福祉に必要な経費を処理する会計 (単位:千円)

●予定損益計算書

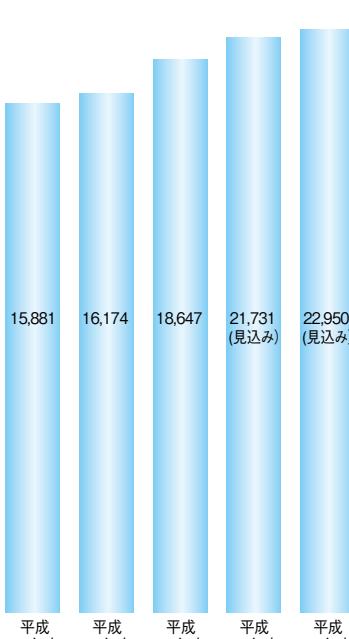
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

費用勘定		収益勘定	
科目	推計額	科目	推計額
事務費	1,280	業務会計からの受入金	2,780
福祉施設費	1,480		
雑支出	20		
計	2,780	計	2,780

過去の実績と平成25年度・26年度の見込み

●年度末信託資産

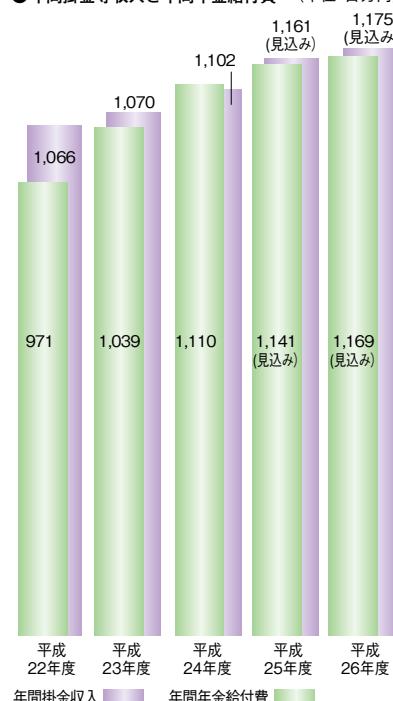
(単位:百万円)



●年間掛金等収入と年間年金給付費

●年金受給者の推移

(単位:人)



第3号議案 「代行返上方針の決定について」

●厚生年金保険法改正に伴う財政運営基準の強化と厚生年金基金制度に対する国の考え方の変移を受け、厚生年金の代行部分について国へ返上する事を第3号議案として提出し、議決されました。

【主たる要因】

1. 厚生年金基金として存続するには、5年間で60億円の掛金拠出が必要
2. 平成26年4月からの特例掛金が29パーセント(2.9%)必要

【決定に至る経緯】

平成25年6月26日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、厚生年金基金が厚生年金保険法の本則から削除されると同時に、今後5年後以降において厚生年金基金として存続するための新たな財政運営基準が設けられました。

この財政運営基準のひとつである非継続基準に対して、平成25年3月末現在の当基金の財政状況に当てはめた場合、今後5年間で約60億円の追加拠出が必要となることが明らかになりました。現実問題としてこの様な多額の追加掛金拠出を行うことは不可能であるとの結論に至りました。

当基金としては昨年来、今後も厚生年金基金として存続することを前提に勉強会・委員会を通じて各委員と議論を重ねてきましたが、昨年11月21日に開催した第8回資産運用委員会において誠に残念ではありますが「代行返上を行ない新たな企業年金制度へ移行」するという結論に至りました。

【現時点で決定する理由】

現時点でこの様に早急な結論を求められた要因について。
本法律においては、将来の制度の在り方等を決定するにあたり5年間の猶予を与えられていますが、当基金の平成25年3月末財政検証結果において新財政運営基準の非継続基準に抵触することが明確になり、平成26年4月からの新たな掛金拠出として29パーセントが必要となったことが一番の要因といえます。

第4号議案 変更計算報告及び代行返上計画の提出について

「変更計算」とは、毎年度の財政検証において「継続基準」や「非継続基準」に対する積立水準の確認を行い、万一定められた水準に達せず基準に抵触した場合は、掛金の再算定等を実施する作業のことと言います。

具体的には、当基金の平成24年度の財政状況を厚生労働省通知の規定に基づき積立水準の推計を行った結果、現行の掛け金率では積立水準が回復しないため、更に特例掛け金率として29%（2.9%）が必要となりました。

本来であれば、平成26年4月から29%（2.9%）の特例掛け金を設定し、積立水準の回復を図るところですが、厚生労働省の事務連絡では『本年4月末までに「代行返上計画」を厚生労働省宛に提出すれば、通常の財政運営に基づく本年4月の掛け金引き上げに代えて「代行返上計画」に基づく財政運営を実施することができる』としています。

「代行返上計画」に盛り込む内容・様式などは現在のところ未確定ですが、実際に政省令が交付された後に理事長専決で「代行返上計画」を提出することを議決いたしました。

第5号議案 規約・規程変更概要と規約・規程変更への対応について

1. 規約・規程変更概要

- ① 厚生年金基金制度見直し法（平成25年6月26日公布「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）」による規約及び規程変更
 - ・法令条文変更
 - ・中途脱退者の支給義務の連合会移転停止
 - ・脱退一時金相当額の移換変更
 - ・解散時の最低責任準備金の納付先変更
 - ・業務概況の周知に関する変更
- ② 年金機能強化法（平成24年8月22日公布「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）」による規約及び規程変更
 - ・繰下げ支給見直しに関する変更
 - ・産前産後休業期間中の掛け金免除（育児休業期間中の取扱いと同様）
 - ・未支給給付の請求範囲の拡大

（注）上記2点目について、掛け金免除の範囲には選択肢（免除保険料のみ、基本標準掛け金部分のみ等）がありますが、従前の育児休業期間中の取り扱いに合わせた設定といたします。

2. 規約・規程変更への対応について

今般の規約変更については、規約変更範囲、該当する条文が多岐にわたり作成にはなお時間を要するため、厚生労働大臣あて認可申請については理事長専決処分にて行います。

また、規程変更につきましても理事長専決処分で行います。

3. 変更日

平成26年4月1日

第6号議案 基金規程の一部変更について

① 納付規程の変更

平成24年10月1日付で厚生年金基金規則の一部が改正され、同日付で公布・施行されました。具体的には、基金は、受給権者の生存に関する書面を受給権者から受領しなければならないこととされていましたが、受給権者の生存に関する情報を「住基ネット」から情報提供を受け、生存が確認できた方については、生存に関する書面（現況届）受領の対象から除くこととするものです。

これに連関する当基金の規約変更につきましては、平成25年2月14日開催の第117回代議員会において議決し、平成25年3月12日には厚生労働大臣の認可を受けています。

この度の「兵庫トヨタ自動車厚生年金基金 納付規程」の変更は、同規程にも該当する箇所があり、基金規約と同様の変更を行うものです。

なお、当「納付規程」は受給権者の権利義務に関する規程の改廃に該当するため、近畿厚生局長への届出が必要となります。

この規程の適用日は平成26年4月1日とします。

② 財政運営に関する規程の変更

非継続基準の財政検証のひとつである純資産額と最低積立基準額との対比において、従来は純資産額が最低積立基準額の0.9以上であれば基準を満たしているとされていました。

しかし、平成24年度（平成25年3月末）財政決算からは新財政運営基準が適用され、平成24年度は0.92、平成25年度は0.94と0.02ずつ基準が引き上げられ、平成28年度以降は1.00に固定されることになりました。当規程変更はそれに対応するものです。

当規程は、平成26年2月13日から施行し、平成24年度財政検証時より適用いたします。

《報告事項》

資産運用委員会の議事について

第6回 平成25年5月23日開催

- ① 厚生年金基金制度の見直しに関する法案の概要について
- ② 厚生年金保険法の一部を改正する法律案が施行された場合の当基金への影響
- ③ 基金運営の安定化に向けての資産運用の見直しについて

第7回 平成25年7月18日開催

- ① 掛金計算の誤りについて
- ② 厚生年金基金制度見直しに関する法案成立と今後の対応について
- ③ 平成26年4月からの掛金対応・今後の選択肢の一例について

第8回 平成25年11月21日開催

- ① 当基金制度の今後の方針性を考える
- ② 確定給付企業年金(DB)制度のご検討にあたって

第9回 平成26年1月20日開催

- ① 今後の取組と進め方について
- ② 当基金制度の今後の方針性について
- ③ 年金資産運用のご提案

代行返上のスケジュール

平成26年3月31日現在

代行返上は代行部分の将来期間分と過去期間分を2段階に分けて行ないます。

第1ステップ

代議員会

新制度検討

▶平成26年6月頃

将来期間分の代行返上申請

代議員会

新制度検討

▶平成26年9月頃

将来期間分の代行返上認可

新制度概要決定

減額の同意

▶平成26年12月頃

平成26年2月13日開催
代行返上方針の議決

▶平成26年4月～5月頃

- 事業主・労働組合・加入員の皆さまへ代行返上(将来期間分)の説明
- 年金受給権者の皆さまへ代行返上のご案内郵送
- 事業主・労働組合・加入員の皆さまから代行返上(将来期間分)の同意書の取得

平成26年6月12日開催予定
(議案)

- ①将来期間分の代行返上申請
- ②最低責任準備金の前納

- 年金記録整備(基金:国)
- 数理計算(基金の財政状況)
年金記録整備は1年前後の期間が必要になります。

▶平成27年5月頃

- 年金受給権者の皆さまに対して給付減額説明会を実施

▶平成27年10月～12月頃

- 加入員の皆さまに対して給付減額説明会を実施
- 事業主・労働組合・加入員の皆さまから代行返上(過去分)の同意を取得
- 加入員・年金受給権者の皆さまから給付減額の同意を取得

第2ステップ

代議員会

▶平成28年1月頃

過去期間分の代行返上申請

新・確定給付企業年金基金の発足

▶平成28年4月頃

過去期間分の代行返上認可

平成28年1月開催予定
(議案)

- ①過去期間分の代行返上申請
- ②新制度移行

・将来期間分の代行返上とは

基金の加入員は、「将来期間分の代行返上」の認可を受けると、それ以降は基金に納めていた保険料を国に納めることになり、認可日以降の将来期間の代行給付義務が免除され、国に移転されます。

・最低責任準備金の前納とは

最低責任準備金とは、基金が国の厚生年金を代行しているという考え方から国の代行部分の資産のことをいいます。前納とは、この資産を将来期間分の代行返上認可後に基金の判断で国へ納付することができる仕組みをいいます。前納することにより、前納額分だけ国との運用リスクの回避につながります。

注) 上記スケジュールは今後発出される政省令等により変動することがあります。



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。

今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、「**夏号**」(7月上旬発行予定) の写真です。〔**夏号応募締切日：5月30日（金）必着**〕

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。(2L判サイズ)
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点での提出をお願いします。)
- ③未発表作品（他の写真展等で入選していない作品）に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



〈表紙写真〉

撮影場所 京都市伏見区 堀川

みどりのたより

No.193

平成26年4月8日発行

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号 ☎ 神戸078(252)2806 発行人/大西 敏郎